

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団 いずみ会が開設する北星病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 北星病院の理学療法士又は作業療法士が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの必要性を認め、高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 北星病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの従業員は、要介護者・要支援者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを実施するにあたっては、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人社団 いずみ会 北星病院
- (2) 所在地 千歳市清流5丁目4番2号
- TEL 0123-29-5035
- FAX 0123-22-7887

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1名（兼務）

医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。

- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3名以上（常勤および非常勤 兼務）

理学療法士又は作業療法士等は、要介護状態の軽減又は悪化の予防、日常生活の自立への療養上の指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日が午前9時から午後5時まで、土曜日が午前9時から午後12時30分とする。
- (3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 事業所から、片道おおむね10km未満 | 330円(消費税含) |
| (2) 事業所から、片道おおむね10km以上20km未満 | 495円(消費税含) |
| (3) 事業所から、片道おおむね20km以上30km未満 | 825円(消費税含) |
| (4) 事業所から、片道おおむね30km以上 | 1,155円(消費税含) |

3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、千歳市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又は再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する — 責任者 医療技術部長
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業員へ周知徹底する
- (3) 虐待防止のための指針を整備する
- (4) 虐待を防止するための従業員に対する研修を定期的実施する
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待又は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報し、市町村の調査に協力する。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する病院は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

事業所は、全ての訪問リハビリテーション従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 事業者は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団 いずみ会と病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成16年10月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成17年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成24年4月1日から一部改正施行する。
この規程は、平成25年11月5日から一部改正施行する。
この規程は、平成26年4月1日から一部改正施行する。
この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。
この規程は、平成28年4月1日から一部改正施行する。
この規程は、平成29年4月1日から一部改正施行する。
この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。
この規程は、令和元年10月1日から一部改正施行する。
この規程は、令和2年4月1日から一部改正施行する。
この規程は、令和3年4月1日から一部改正施行する。
この規程は、令和6年3月1日から一部改正施行する。

訪問リハビリテーション利用料金表 (2024年6月1日現在)

		訪問リハビリテーションサービス費 (要介護)		介護報酬の料金	利用者負担金	
1 回 に つ き 算 定	所要時間	20分	週6回まで ※退院・退所日から3月以内は週12回まで(1日4回まで)	3,080円	308円	
			介護予防リハビリテーションサービス費 (要支援)		介護報酬の料金	利用者負担金
	所要時間	20分	週6回まで ※退院・退所日から3月以内は週12回まで(1日4回まで)	2,980円	298円	
	加算(減算)項目		内容		介護報酬の料金	利用者負担金
	サービス提供体制強化加算Ⅰ		勤続7年以上のものがある場合		60円	6円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ		勤続3年以上のものがある場合		30円	3円
	退院時共同指導加算		入院中の利用者の退院前カンファレンスに出席し共同指導を実施した場合		6,000円	600円
	12月超減算 (介護予防のみ)		12ヶ月を超えた期間に訪問リハビリを行った場合(1回につき) ※ただしリハビリテーション会議を3月に一度開催し、状況を共有した場合は減算しない		-300円	-30円
	計画書未実施減算 (1回につき)		事業所の医師が診療をおこなってない利用者に対して、訪問リハビリテーションを実施した場合		-500円	-50円
1 日 に つ き 算 定	短期集中リハビリテーション実施加算		退院・退所日または認定日から3月以内、週2日以上1日2回以上実施	2,000円	200円	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算		退院・退所日または認定日から3月以内、週2日を限度として実施	2,400円	240円	
	移行支援加算(要介護のみ)		社会参加維持へサービス移行体制	170円	17円	
	口腔連携強化加算(要介護のみ)		口腔の健康状態の評価を実施し、歯科及びケアマネに情報提供した場合	500円	50円	
1 月 に つ き 算 定	リハビリテーションマネジメント加算イ		訪問リハビリスタッフ及び多職種協働により、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合	1,800円	180円	
	リハビリテーションマネジメント加算ロ			2,130円	213円	
	リハビリテーションマネジメント加算		医師がリハビリテーション計画について利用者又は家族に説明し、同意を得た場合	2,700円	270円	
高齢者虐待防止措置未実施減算			虐待防止について取組みを実施していなかった場合	所定単位 -1/100	所定単位 -1/10	
業務継続計画未策定減算			感染及び自然災害について業務継続計画を策定していなかった場合	所定単位 -1/100	所定単位 -1/10	

		千歳市内	無料
交通費	千歳市以外	事業所から片道おおむね 10km未満	330円(税込)
		事業所から片道おおむね 10km以上20km未満	495円(税込)
		事業所から片道おおむね 20km以上30km未満	825円(税込)
		事業所から片道おおむね 30km以上	1,155円(税込)
	口座引落とし手数料(口座からの引落としを選択した場合)		110円(実費負担)

- ◆ 介護保険の一部負担金につき、公費負担がある場合は、その分が減免となります。
- ◆ 表中の利用者負担金は1割負担で計算しています。
- ◆ 短期集中リハビリテーション実施加算は、退院退所または初めて要介護認定を受けた後、早期に在宅生活の自立性の向上を目的にリハビリテーションを行った場合に加算されます。
- ◆ 急性増悪等により一時的に頻回な訪問リハビリテーションが必要となった場合は、医療保険の取扱となるため、一部負担金が別途かかります。